

最高裁判所各小法廷別構成

(就任年月日)

(定年年月日)

(第一小法廷)

裁判官 櫻井龍子	学識者 (行政官)	平成20. 9. 11	平成29. 1. 15
裁判官 金築誠志	裁判官 (民事)	平成21. 1. 26	平成27. 3. 31
裁判官 白木勇	裁判官 (刑事)	平成22. 1. 15	平成27. 2. 14
裁判官 山浦善樹	弁護士 (東京弁)	平成24. 3. 1	平成28. 7. 3
裁判官 池上政幸	学識者 (検察官)	平成26. 10. 2	平成33. 8. 28

(第二小法廷)

裁判官 寺田逸郎	裁判官 (民事)	平成22. 12. 27	
	長官	平成26. 4. 1	平成30. 1. 8
裁判官 千葉勝美	裁判官 (民事)	平成21. 12. 28	平成28. 8. 24
裁判官 小貫芳信	学識者 (検察官)	平成24. 4. 11	平成30. 8. 25
裁判官 鬼丸かおる	弁護士 (東京弁)	平成25. 2. 6	平成31. 2. 6
裁判官 山本庸幸	学識者 (行政官)	平成25. 8. 20	平成31. 9. 25

(第三小法廷)

裁判官 岡部喜代子	学識者 (大学教授)	平成22. 4. 12	平成31. 3. 19
裁判官 大谷剛彦	裁判官 (刑事)	平成22. 6. 17	平成29. 3. 9
裁判官 大橋正春	弁護士 (第一東京弁)	平成24. 2. 13	平成29. 3. 30
裁判官 木内道祥	弁護士 (大阪弁)	平成25. 4. 25	平成30. 1. 1
裁判官 山崎敏充	裁判官 (民事)	平成26. 4. 1	平成31. 8. 30

今回任命分

次回任命分



裁 判 官 略 歴	
現 官 職	大 阪 高 等 裁 判 所 長 官
氏 名	お お た に な お と 大 谷 直 人
年 齢	昭 27. 6. 23 生 (62歳)
(定 年)	(定年 平 29. 6. 22)
略 歴	昭 49. 9. 30 司法試験第2次試験合格 // 50. 3. 28 東京大学法学部卒 // 50. 4. 1 司法修習生 // 52. 4. 8 判事補 東京地方裁判所判事補 // 55. 7. 1 最高裁判所刑事局付 // 58. 4. 1 裁判所書記官研修所教官 // 61. 4. 1 富山地方・家庭裁判所判事補 // 62. 4. 8 判事 富山地方・家庭裁判所判事 平 元. 4. 1 最高裁判所裁判所調査官 // 6. 4. 1 東京地方裁判所判事 // 7. 4. 1 司法研修所教官 // 10. 4. 2 最高裁判所刑事局第一課長兼第三課長 // 12. 4. 1 東京高等裁判所判事 // 13. 4. 1 東京地方裁判所判事 部総括 (~平14) // 14. 9. 18 最高裁判所秘書課長兼広報課長 // 17. 1. 28 最高裁判所刑事局長兼図書館長 // 19. 1. 15 最高裁判所人事局長 // 23. 1. 27 静岡地方裁判所長 // 24. 3. 27 最高裁判所事務総長 // 26. 7. 18 高等裁判所長官 大阪高等裁判所長官

2丁		裁 判 所																		
	年	号	昭	和	五	七			六	〇	六	一	五	八	昭	和	五	七	年	号
	月	日																		
	事	項																		
	庁	名																		
富山地方裁判所判事に補する	富山簡易裁判所判事に補する	簡易裁判所判事兼判事に任命する	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	補につき任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事	富山簡易裁判所判事に補する	兼ねて富山家庭裁判所判事補に補する	富山地方裁判所判事補に補する	裁判所書記官研修所教官に充てることを解く	判事補兼簡易裁判所判事に任命する	裁判所書記官研修所教官に充てる	最高裁判所事務総局刑事局付を免ずる	より判事の職務を行わしむる者に指名する	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に						
		内 閣				最高裁判所				内 閣	〃	最高裁判所								

大谷直人

3丁				裁 判 所										
年	号	月	日	事	項	庁	名							
平成	元	四	一	兼ねて富山家庭裁判所判事に補する	最高裁判所	最高裁判所	大谷直人							
〃	〃	〃	〃	東京簡易裁判所判事に補する	〃	〃	〃							
〃	〃	〃	〃	東京地方裁判所判事に補する	〃	〃	〃							
〃	〃	〃	〃	最高裁判所裁判所調査官に充てる	〃	〃	〃							
〃	〃	〃	〃	本官を免じ判事に専任する	〃	〃	〃							
〃	〃	〃	〃	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く	〃	〃	〃							
〃	〃	〃	〃	司法研修所教官に充てる	〃	〃	〃							
〃	〃	〃	〃	平成八年度司法試験（第二次試験）考査委員に任命する	〃	〃	〃							
〃	〃	〃	〃	平成八年度司法試験（第二次試験）考査委員に任命する	〃	〃	〃							
〃	〃	〃	〃	任期は平成八年十二月三十一日までとする	〃	〃	〃							
〃	〃	〃	〃	平成九年度司法試験（第二次試験）考査委員に任命する	〃	〃	〃							
〃	〃	〃	〃	任期は平成九年十二月三十一日までとする	〃	〃	〃							
〃	〃	〃	〃	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	〃	〃	〃							
〃	〃	〃	〃	判事に任命する	〃	〃	〃							
内	閣					内閣								

大谷直人

4丁				裁 判 所									
年	号	月	日	事	項	庁	名						
平成	九	四	八	東京地方裁判所判事に補する									
〃	一〇	一	五	司法研修所教官に充てる	最高裁判所								
〃				平成十年度司法試験（第二次試験）審査委員に任命する									
〃				任期は平成十年十二月三十一日までとする		法務省							
〃				司法研修所教官に充てることを解く									
〃				最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる									
〃				兼ねて最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる									
〃				兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる		最高裁判所							
〃				平成十年度司法試験（第二次試験）審査委員を免ずる									
〃				る		法務省							
〃				法制審議会幹事に任命する									
〃				最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる									
〃				最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる									
〃				最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる									

大谷直人

5丁		裁 判 所													
		〃	〃				〃			〃	〃	平成一三		年	
		三	〃				一七			九	一	四		号	
		一九	〃				一			一八	一	一		月	
							二八							日	
秘書課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取扱	広報課長植村稔海外出張不在中最高裁判所事務総局	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局	国立国会図書館支部最高裁判所図書館長を命ずる	兼ねて最高裁判所図書館長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局長を命ずる	最高裁判所事務総局広報課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる	兼ねて最高裁判所事務総局広報課長を命ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる	部の事務を総括するものの指名を解く	部の事務を総括するものに指名する	部の事務を総括するものに指名する	東京地方裁判所判事に補する	東京高等裁判所判事に補する	事 項
			国立国会図書館	〃				〃			〃	〃	最高裁判所		庁 名

大谷直人

6丁		裁 判 所													
			〃				〃	〃	〃			平成一七		年 号	
			〃				四	三	八			三		月	
			二三				一七	一五	二			二三		日	
ずる	課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取扱を免	広報課長植村稔帰国につき最高裁判所事務総局秘書	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局	を命ずる	秘書課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取扱	広報課長植村稔海外出張不在中最高裁判所事務総局	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局	法制審議会臨時委員を免ずる	法制審議会臨時委員に任命する	ずる	課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取扱を免	広報課長植村稔帰国につき最高裁判所事務総局秘書	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局	を命ずる	事 項
〃				最高裁判所				〃	法 務 省	〃				最高裁判所	庁 名

大 谷 直 人

7丁		裁 判 所																												
二四	二			二三									一九	平成一八	年号															
三				一				四					一	九	月															
二六				二七				八	七	二二			一五	二八	日															
静岡保護司選考会委員の委嘱を解く		静岡保護司選考会委員を委嘱する		静岡地方裁判所長を命ずる		静岡地方裁判所判事に補する		最高裁判所事務総局人事局長を命ずる		最高裁判所事務総局人事局長を命ずる		東京地方裁判所判事に補する		判事に任命する		裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了		法制審議会臨時委員を免ずる		国立国会図書館支部最高裁判所図書館長を免ずる		最高裁判所事務総局人事局長を命ずる		最高裁判所図書館長の兼務を免ずる		最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる		法制審議会臨時委員に任命する		
	法務省							内閣																						

8丁										裁 判 所					
										〃	〃 二六		〃	平成二四	年 号
										〃	七		四	三	月
										〃	一八		九	二七	日
										大阪高等裁判所長官に補する	高等裁判所長官に任命する	検察官特別任用分科会に所属させる	検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する	最高裁判所事務総長に任命する	事 項
										最高裁判所	内 閣	法 務 省		最高裁判所	庁 名

大谷直人

裁 判 官 略 歴	
現 官 職	最 高 裁 判 所 判 事
氏 名	しら き ゆう 白 木 勇
年 齡	昭 20. 2. 15 生 (69歳)
(定 年)	(定年 平 27. 2. 14)
略 歴	昭 42. 9. 30 司法試験第2次試験合格 " 43. 3. 28 東京大学法学部卒 " 43. 4. 1 司法修習生 " 45. 4. 8 判事補 東京地方裁判所判事補 " 47. 4. 15 最高裁判所刑事局付 " 50. 8. 1 新潟家庭・地方裁判所判事補 " 52. 4. 1 新潟地方・家庭裁判所判事補 " 53. 4. 1 東京地方裁判所判事補 " 55. 4. 8 判事 東京地方裁判所判事 " 56. 4. 1 名古屋地方裁判所判事 " 59. 4. 1 司法研修所教官 " 61. 4. 7 最高裁判所刑事局第二課長 " 62. 4. 1 最高裁判所刑事局第一課長兼第三課長 平 元. 11. 10 東京地方裁判所判事 " 3. 4. 1 東京地方裁判所部総括 " 3. 7. 18 最高裁判所秘書課長兼広報課長 " 7. 4. 3 最高裁判所上席調査官 " 9. 8. 4 最高裁判所刑事局長兼図書館長 " 13. 9. 16 水戸地方裁判所長 " 14. 11. 15 東京高等裁判所判事 部総括 (~平18) " 18. 10. 16 東京地方裁判所長 " 19. 12. 17 高等裁判所長官 広島高等裁判所長官 " 20. 11. 25 東京高等裁判所長官 " 22. 1. 15 最高裁判所判事

白 木 勇 最高裁判所判事後任候補

(第一小法廷 平成27年2月14日定年)



